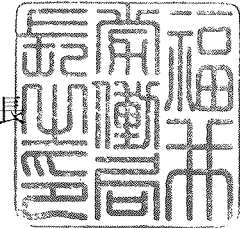




福井労発基 1128 第2号
平成 29 年 11 月 28 日

公益社団法人福井県労働基準協会 会長 殿

福井労働局長



冬季無災害運動の実施について(要請)

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して被災する労働者の割合が、冬季の死傷者全体の2割を占めている状況にあり、特に、積雪・凍結等により駐車場や玄関前で滑って転倒する労働災害がほとんどを占め、手足等を骨折する等の重傷災害が多く発生し、休業が4か月にも至る重篤な労働災害も発生しています。

過去3年間の12月から2月までの冬季において、109人もの方が積雪・凍結等により休業4日以上労働災害に遭い、そのうち積雪・凍結等により転倒された方が85人、屋根の雪下ろし等において墜落・転落された方が7人、車やバイクのスリップ等による交通事故に遭われた方が6人といった状況にあります。

特に、年末年始は、生活のリズムの変化、荷動きの増加、気象条件(積雪・凍結等)、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった作業計画と災害防止のための特別な配慮が必要となってまいります。

これらのことから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、別添の「冬季無災害運動実施要領」を定め、同運動の実施を推進することといたしますので、貴殿におかれましても、以上の趣旨を御理解いただき、広報誌等を通じて広く会員、関係事業者、地域住民等に周知いただくとともに、当局が実施する対策について御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、同封のポスター及びリーフレットを平成29年12月1日から平成30年2月28日まで貴職場等に掲示していただきますよう、併せてお願いいたします。

